

定 款

(平成 21 年 6 月改定)

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、極東証券株式会社と称し、英文では
KYOKUTO SECURITIES CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (3) 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引および外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- (5) 有価証券の引受け
- (6) 有価証券の募集又は私募
- (7) 有価証券の売出し
- (8) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (9) 第 1 号から第 8 号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる証券若しくは証書の預託をうけること
- (10) 社債、株式等の振替に関する法律第 2 条第 1 項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと
- (11) 貸金業法第 2 条第 1 項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務
- (12) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
- (13) 前各号の業務の他、金融商品取引法その他の法律により第一種金融商品取引業者および第二種金融商品取引業者が営むことができる業務
- (14) その他前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、13,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 27 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額にその責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

- 第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

- 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

- 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 36 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額にその責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

- 第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
- 第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

付 則

この改正規定は、平成 3 年 6 月 27 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 5 年 6 月 29 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 6 年 6 月 29 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 8 年 6 月 27 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 9 年 6 月 26 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 11 年 6 月 18 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から実施する

ただし、金庫株・単元株に関する改正商法「商法等の一部を改正する等の法律」
(平成 13 年法律第 79 号) が平成 13 年 10 月 1 日施行されたことに伴い、改正
附則第 9 条 2 項および 4 項に基づき、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 15 条、
第 21 条につき、規定の削除あるいは語句の修正等所要の変更を行ったもの。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 6 月 19 日から実施する。

IT 総会・ストックオプションに関する改正商法、「商法等の一部を改正する法律」
(平成 13 年法律第 128 号) が平成 14 年 4 月 1 日に施行され、会社関係書類の
電子化が認められこと等に伴い、第 10 条、第 11 条、第 27 条、第 29 条に所要の
変更を行ったもの。

株主代表訴訟・監査役制度に関する「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 149 号) が

平成 14 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、第 22 条監査役の任期を 3 年から
4 年に変更する。ただし、変更の効力は平成 15 年 6 月総会終結時に就任の監査役
からとする。

第 16 条、取締役の任期を 2 年から 1 年とする。変更の効力は平成 14 年 6 月 19 日
の株主総会終結時に就任の取締役からとする。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 6 月 19 日から実施する。

平成 15 年 4 月 1 日に施行された「商法等の一部を改正する法律」(平成 14 年法律
第 44 号) により、株券失効制度が創設されたことおよび株主総会の特別決議の定足
数の緩和が認められたことに伴い、第 7 条および第 12 条に所要の変更を行ったもの。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 6 月 18 日から実施する。

第 4 条 公告の掲載紙を「官報」から「日本経済新聞」に変更

第 6 条 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 132 号)に基づき、自己株式の取得の規定を新設

第 10 条、第 11 条 株主名簿の閉鎖を行うことなく、定時株主総会その他必要ある場合に、権利を行使できる株主を基準日により確定するための変更

第 22 条 定時株主総会で監査役の補欠者をあらかじめ選任することができることになった(平成 15 年 4 月 9 日付け法務省民事局通知第 1079 号)ことから、補欠監査役をあらかじめ選任することに必要な規定を新設

第 29 条 商法 293 条ノ 5 の規定に基づく中間配当制度導入のための規定を新設

付 則

この改正規定は、平成 17 年 6 月 22 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 6 月 27 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 6 月 24 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 6 月 25 日から実施する。